

改正

令和4年12月20日条例第25号

荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定めている日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）その他差別の解消を目的とした法令の趣旨にのっとり、部落差別をはじめ、障がい、性別、在日外国人等への差別など、あらゆる差別（以下「部落差別等」という。）をなくし、人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、行政の全般にわたり市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 全ての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別等をなくすための施策に協力し、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、差別及び差別を助長する行為をしてはならない。

(施策の推進)

第4条 市は、部落差別等をなくすため、一般施策として生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上、人権擁護意識の高揚等に関する施策の推進に努めるものとする。

2 前項の施策を推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、必要に応じて人権に関する調査等を行うものとする。

(相談体制の充実)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別等に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第6条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、各種関係団体と協力関係を密にし、人権教育の推進と啓発活動の充実を図り、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、第4条による諸施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 市は、この条例の目的達成に必要な事項を調査審議するため、荒尾市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成7年荒尾市規則第23号で、同7年7月1日から施行）

附 則（令和4年12月20日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。